

京都、平4不5、平7.6.9

命 令 書

申立人 情報労連・京都コンピュータ学院労働組合

被申立人 京都コンピュータ学院洛北校設置者
Y 1

被申立人 京都コンピュータ学院白河校設置者
Y 2

被申立人 学校法人京都コンピュータ学園

主 文

- 1 被申立人Y 1は、申立人情報労連・京都コンピュータ学院労働組合の組合員X 1ことX 1、X 2及びX 3に対し、同人らが懲戒解雇処分を受けた平成4年7月15日を解雇日とする普通解雇における各人の退職金相当額を支払わなければならない。
- 2 組合員X 4についての申立ては却下する。
- 3 申立人のその余の申立ては棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 被申立人Y 1は、京都市左京区下鴨本町17において、情報処理技術の専門教育を行う専修学校である京都コンピュータ学院洛北校（以下「洛北校」という。）を設置、経営する者である。
- (2) 被申立人Y 2は、京都市左京区浄土寺馬場町1において、情報処理技術の専門教育を行う専修学校である京都コンピュータ学院白河校（以下「白河校」という。）を設置、経営していた者である。
- (3) 被申立人学校法人京都コンピュータ学園（以下「学園」という。）は、肩書地に所在し、肩書地及び京都市南区西九条寺ノ前町10-5において、情報処理技術の専門教育を行う専修学校である京都コンピュータ学院鴨川校（以下（鴨川校」という。）及び京都コンピュータ学院京都駅前校（以下「駅前校」という。）を設置、経営する者である。学園の理事長はY 2である。
- (4) 申立人情報労連・京都コンピュータ学院労働組合（以下「組合」という。）は、後述する関連6校に雇用される職員からなる労働組合で、昭和60年3月26日に結成された。当時、組合員は50名余りいたが、本件申立時の組合員は、X 1ことX 1、X 2、X 3及びX 4の4名である。

2 Y 1、Y 2及び学園の関係

(1) 関連6校の設置経過

- ア 昭和44年8月、Y1の父であり、Y2の配偶者であったY3が高校卒業生に対して情報処理技術の専門教育を行うことを目的として「京都コンピュータ学院」を設立し、翌昭和45年、京都市左京区下鴨本町17に校舎を新築した。
- イ 昭和52年4月、「専修学校京都コンピュータ学院」（現在の洛北校）がY3を設置者として京都市左京区下鴨本町17に開校した。
- ウ 昭和55年1月、学園を設立登記した
- エ 昭和55年4月、「京都コンピュータ学院情報工学専門学校」（現在の鴨川校）が学園を設置者として京都市左京区田中下柳町11に開校した。
- オ 同年4月、「京都情報処理専門学校」（後の白河校）がY3を設置者として京都市左京区浄土寺馬場町1に開校した。
- カ 昭和56年4月、上記オで認定した「京都情報処理専門学校」が「京都コンピュータ学院情報処理専門学校」と校名を変更した。
- キ 昭和59年4月、上記カで認定した「京都コンピュータ学院情報処理専門学校」が「京都電子専門学校」と校名を変更した。
- ク 同年4月、「京都コンピュータ学院情報処理専門学校」（後の京都コンピュータ学院百万遍校。以下「百万遍校」という。）Y3を設置者として京都市左京区田中門前町7に開校した。
- ケ 同年4月、エで認定した「京都コンピュータ学院情報工学専門学校」が「京都工学院専門学校」と校名を変更した。
- コ 昭和60年4月、駅前校がY3を設置者として京都市南区西九条寺ノ前町10-5に開校した。
- サ 同年4月、「京都コンピュータ学院情報工学専門学校」（後の京都コンピュータ学院高野校。以下「高野校」という。）が学園を設置者として京都市左京区高野清水町96に開校した。
（洛北校、鴨川校、駅前校、高野校、白河校、百万遍校の6校を以下「関連6校」という。）

(2) Y3死亡前の関連6校の運営

- ア Y3は学院長と呼ばれ、関連6校の設置者又は設置者の代表者であったのみならず、駅前校を除く他の5校の校長を兼ねていた。Y2は副学院長と呼ばれていた。
- イ 関連6校は、Y3の個人設置の4校、同人が理事長に就任していた学園設置の2校より構成されていたが、6校まとめて「京都コンピュータ学院」と呼称されていた。そして、関連6校の建物は、洛北校舎、鴨川校舎、駅前校舎、清水町校舎、浄土寺校舎、百万遍校舎と呼ばれていた。
- ウ Y4（以下「Y4」という。）は、昭和51年に京都コンピュータ学院事務局長に就任して関連6校の事務を統括し、組合結成当初から使用者側代表交渉委員として団体交渉に出席していた。

エ 関連6校の職員は、若干名の学園による雇用（以下「学園雇用」等という。）の者を除き、京都コンピュータ学院学院長Y3と雇用契約を締結していた。

オ 関連6校内では配置転換や出向が行われていた。

カ 関連6校では、入学式、卒業式、学生募集、就職、広報、学生寮、スクールバス、奨学金制度等の実施・運営が共同で行われていた。

キ 関連6校の職員の労働条件は同一であり、就業規則は当初洛北校のものを他の5校に準用していた。昭和57、58年頃、労働基準監督署の指導により、関連6校をそれぞれ事業場として個別に就業規則が作成されたが、内容は全く同じものであった。

(3) Y3死亡後の経過

① 設置者の変更及び学園代表者の変更

昭和61年7月2日、Y3が死亡した。

昭和62年2月5日、職員に対し「京都コンピュータ学院学院長故Y3相続人代表者Y1」名義で「京都コンピュータ学院の経営形態改変にともなう新たな措置等のお知らせについて」と題する文書が配布された。それには、(a)相続人代表者Y1が全職員の雇用を相続継承することにしたこと、(b)年末までに人事異動を予定しており、その際一部雇用関係の変更があり、その場合は該当者の同意を得て行うこと、(c)「専修学校京都コンピュータ学院」の設置者はY1となること、浄土寺校舎（京都電子専門学校）、百万遍校舎（京都コンピュータ学院情報処理専門学校）と、駅前校舎（京都コンピュータ学院京都駅前校）の設置者はY2となること及び鴨川校舎（京都工学院専門学校）と清水町校舎（京都コンピュータ学院情報工学専門学校）は学園が設置者となることが記載されていた。

そして、Y3死亡による相続を理由として、従来の個人設置4校のうち「専修学校京都コンピュータ学院」はY1に、他の3校はY2に設置者変更認可申請がなされ、昭和62年2月27日付けで設置者変更が認可された。

なお、学園設置の2校については学園代表者の変更が認可され、Y2が学園の理事長に就任した。

その後、本件申立てまでの間に、Y2の個人設置であった駅前校は設置者変更認可申請がなされ、学園設置の学校として認可された。

② 学校名称の変更

設置者変更認可（昭和62年2月）を経て、昭和62年4月には「専修学校京都コンピュータ学院」は「京都コンピュータ学院洛北校」に、「京都電子専門学校」は「京都コンピュータ学院白河校」に、「京都工学院専門学校」は「京都コンピュータ学院鴨川校」に、「京都コンピュータ学院情報工学専門学校」は「京都コンピュータ学院高野校」に、それぞれ名称が変更された。また、平成2年4月には「京都コン

ピュータ学院情報処理専門学校」は「京都コンピュータ学院百万遍校」に名称が変更された。

③ 一部職員の雇用関係の変更

Y 3 死亡と同時に、同人の相続人を代表して Y 1 が、Y 3 雇用の職員との雇用関係を維持継承した。

その後、昭和62年2月の設置者変更認可に伴い、Y 1 は、Y 3 雇用の職員で洛北校以外に勤務していた職員に対して、Y 1、Y 2 又は学園のうち、いずれの雇用を希望するかを打診した。その当時の職員数は80名弱で、多数の職員が Y 1 雇用を希望し、概ね希望は容れられた。

その結果、各学校とその職員数との不均衡が生じたが、「出向」勤務という形で雇用を継続することとした。ちなみに Y 1 の設置する洛北校では当時12、13人の職員数が適切であったが、37、38人の職員が Y 1 雇用となった。

また、雇用契約の相手方が誰になるかで労働条件、勤務地その他一切変更はなかった（ただし、学園雇用の職員は社会保険が私立学校教職員共済組合の管轄となる。）。

(4) Y 3 死亡後の関連6校の運営

① 対外的関係

ア 対外的には、Y 2 が学院長と表示され、関連6校の代表者として活動している。平成4年度の関連6校共同の入学案内では、初代学院長に続き、学院長として Y 2 が掲載されている。

イ 関連6校では、入学案内が6校まとめて1冊にされているほか、入学事務は「京都コンピュータ学院共同入学事務所」という表示で百万遍校の共同業務センターで処理されていた。また、資料の送付は洛北校設置者 Y 3 が昭和55年に設けた関田町印刷局（以下「印刷局」という。）で一括処理されていた。

ウ 関連6校の卒業生を対象とした「アキューム」という雑誌が創刊されたが、これは共同業務センターで作成され、関連6校共同で出版発行されている。

エ 入学式、卒業式も関連6校共同で1か所で行われている。Y 3 死亡後のある年の入学式では、「祝入学京都コンピュータ学院」と表示され、その式次第は、「開会の辞、学院長式辞、新入生代表宣誓、情報科学研究所長祝辞、来賓紹介、来賓祝辞、閉会の辞」であった。

② 人的関係

ア Y 2 は前学院長 Y 3 の配偶者であり、Y 1 の母である。

イ 学校運営の中心となる校長については、鴨川校、高野校、白河校、百万遍校は Y 2 が兼務している。洛北校は Y 5（以下「Y 5」という。）が校長であるが、同人は Y 1 雇用ではなく、学園雇用である。

ウ Y 4 は、洛北校の渉外業務等を統括している。Y 4 は昭和51年から昭和62年まで京都コンピュータ学院事務局長をしていたが、設置

者変更後は事務局長制が廃止されたことや、年齢等を理由に、現在は洛北校参与となっており、駅前校についても参与を兼ねている。また百万遍校舎に常駐し、校長会に出席している。関連6校の職制については、校長、事務長は共通しているが、副校長は鴨川校のみに存在し、他校には存在しない。

なお、Y4は、洛北校の人事管理の実質的な担当者であった。

③ 経営

ア 関連6校は、それぞれ情報処理技術の専門教育を行うことを目的とした専修学校であり、Y3を「創立者」とし、その教育理念は同一である。

イ 関連6校全体の古い教材用パソコンは、Y1が設けたパソコンセンターで保管されている。また、海外への旧型パソコン寄贈においてもY2を中心に、6校分まとめて寄贈がなされている。

ウ 学生募集の広報活動も関連6校共同でなされている。

④ 学校運営

ア 百万遍校舎では、関連6校の学生募集、入学、就職、広報、渉外、人事労務が共同処理されている。

関連6校は高水準の実習機械設備を特色としており、その中心となる大型コンピュータは百万遍校舎に設置され、オンラインシステムにより関連6校で使用されている。

更に、百万遍校舎にはY4が常駐し、同校舎で校長会が開催されているほか、共同の入学案内には同校舎が「学院全校舎群のヘッドオフィス」と記載されている。

イ 関連6校の入学式、卒業式、文化講演会、学術講演会、芸術鑑賞、文化祭行事が共同で行われているほか、学生寮、スクールバス、奨学金制度も共同である。

ウ 印刷局では、1階の印刷局で関連6校全体の印刷業務が共同処理されているほか、2階では経理事務が処理されており、給与支払いの資料となるタイムカードが月締めになると関連6校から集められていた。

エ 共同の入学案内では、あらゆる記述の主語が「本学院」とされている。

⑤ 人事・労務管理

ア 関連6校の賃金体系や格付けは同一である。

イ 関連6校の就業規則は同一内容であり、各校別に表紙が違うのみである。

ウ 関連6校の職員の雇用主は、Y1、Y2又は学園の三者に区分されているが、設置者の枠を超えて名義にこだわらず関連6校間で人事交流が行われたことがある。その場合、他の設置者の設置校へは「出向」、同じ設置者の学校へは「異動」、同一学校内では「配置転

換」と辞令が区分されている。その結果、各学校の設置者と配置職員の雇用主は一致せず、関連6校にそれぞれY1雇用、Y2雇用及び学園雇用の職員が入り混じって配置された。

⑥ 学校の廃止

百万遍校は平成4年3月31日に、高野校は同5年3月31日に、白河校は同6年3月31日にそれぞれ廃止された。

3 組合員との被申立人との関係について

(1) 当初、組合が救済を求めたのは、次の3名である。

① X1ことX1（以下「X1」という。）は、昭和55年3月、京都市左京区下鴨本町17に設置された「専修学校京都コンピュータ学院」の情報科学科2年課程を卒業し、同年4月京都コンピュータ学院学院長のY3に事務職員として雇用された。X1の雇用については、1年以内に国家試験である第2種情報処理技術者試験（以下「国家試験」という。）に合格することが条件（この期間内に合格しなければ正職員にしないことをいう。）の一つとされていた。なお、X1は現在に至るまで国家試験に合格していない。

また、採用に当たってY3は次のような誓約書をX1に書かせた。

「 誓 約 書

1. 現在、合法又は非合法を問わず、如何なる政治団体にも属していません。
2. 将来、私が合法又は非合法を問わず、何らかの政治団体に属したり又は政治運動に参加しても、貴学院に迷惑の及ぶようなことは致しません。
3. 貴学院に採用されたのち、貴学院内にて又は貴学院に関する事項について政治活動宗教活動、偏向教育活動等又はそれに類する行為等をしません。
4. 貴学院内にてはいかなる意味における組合活動も致しません。
5. 筆記試験及び面接試験にて約束しました通り禁煙致します。右、誓約致します

右の五項について違反した場合、それを理由に解雇されても異議を申し立てません。

1979年11月30日

住所 京都市

氏名 X1

京都コンピュータ学院長

Y3 殿

」

その後、X1は、昭和56年3月まで鴨川校に勤務となり、同年4月から同59年3月まで「京都コンピュータ学院情報処理専門学校」（後の白河校）に、同校が同年4月に「京都電子専門学校」に校名変更された後も、同60年6月まで同校勤務となり、そして同月から

同61年9月まで「京都工学院専門学校」（現在の鴨川校）勤務となった。さらに、同年10月から同63年3月まで駅前校に、同年4月から平成元年3月まで白河校勤務となった。同年4月から同2年3月まで洛北校勤務となり、同年4月印刷局勤務となった。

なお、昭和62年2月の設置者変更に伴い、X1はY1雇用となっている。

また、X1は組合結成当初からの組合員であり、昭和61年8月まで会計監査、同月の定期大会からは執行委員となり、同62年5月の臨時大会から執行委員長となり、現在に至っている。

- ② X2（以下「X2」という。）は、昭和56年3月大学を卒業し、同57年4月京都コンピュータ学院学院長のY3に事務職員として雇用された。X2は「専修学校京都コンピュータ学院」に勤務となった。同人の雇用については国家試験合格が条件となっていなかった。

なお、昭和62年2月の設置者変更に伴い、X2はY1雇用となっている。

その後、同年4月に「専修学校京都コンピュータ学院」が「京都コンピュータ学院洛北校」と校名変更されるが、X2はそのまま平成元年3月まで洛北校勤務となり、同年4月から7月までは新設のPCセンターへ出向となった。同月から同年10月まで京都市東山区の株式会社日本電算機標準へ研修に行った。X2は研修が終了する際、Y1から出向するか退職するかを選択を迫られたが、退職も出向もできないと答えたところ、同年11月から同2年3月まで自宅待機とされた。同月から同年4月までパソコンセンター勤務となり、同年5月に印刷局勤務となった。

また、X2は組合結成当初からの組合員であり、平成元年の秋まで書記次長を務めた後、副執行委員長となり、現在に至っている。なお、X2はX1の配偶者である。

- ③ X3（以下「X3」という。）は、昭和56年3月に大学を卒業し、同58年4月京都コンピュータ学院学院長のY3に事務職員として雇用された。

また、採用に当たってY3はX1に書かせたものと同様の誓約書をX3にも書かせた。

X3は、同月から昭和62年4月までパソコンセンター勤務となり、同月から昭和63年3月まで洛北校勤務となった後、同年4月に印刷局勤務となった。

なお、昭和62年2月の設置者変更に伴い、X3はY1雇用となっている。

また、X3は組合結成当初からの組合員であり、執行委員、書記長代行を経て平成4年9月に書記長となり、現在に至っている。

- (2) 前記(1)で救済を求めた3名の他に、組合は平成6年6月8日付けで、

請求する救済内容を訂正するとして、組合員X4（以下「X4」という。）についても救済を求めた。

X4は、昭和57年3月、「専修学校京都コンピュータ学院」の情報科学科2年課程を卒業し、同年4月京都コンピュータ学院学院長のY3に事務職員として雇用された。

その後、X4は昭和57年10月まで「専修学校京都コンピュータ学院」勤務となり、次いで同59年3月末まで「京都コンピュータ学院情報工学専門学校」（現在の鴨川校）、そして同63年3月まで「京都電子専門学校」（同62年4月より「京都コンピュータ学院白河校」と校名変更）勤務となった。同年4月に洛北校勤務となったが、同年5月から京都市左京区下鴨松ノ木町にある就職センター勤務となり、平成元年4月からPCセンター出向となった。

なお、昭和62年2月の設置者変更に伴い、X4はY1雇用となった。

平成2年10月31日、Y1は同年11月30日付けでX4を解雇する旨の辞令書を渡した。そこで組合等はX4の解雇等は不当労働行為であるとして、同年11月21日当委員会に、「京都コンピュータ学院洛北校設置者Y1」、「京都コンピュータ学院白河校、同百万遍校設置者Y2」及び「京都コンピュータ学院鴨川校、同高野校及び同京都駅前校設置者学校法人京都コンピュータ学園」を被申立人として労働組合法第7条第1、3号違反の不当労働行為救済申立てを行った（京労委平成2年（不）第5号京都コンピュータ学院不当労働行為救済申立事件）。その後、Y1は同月29日付けで一旦解雇を撤回したが、同年12月28日付けでX4を、①勤務成績不良、②業務命令拒否、③無断欠勤等による職場秩序の紊乱を理由に、就業規則違反の行為があったとして懲戒解雇した。当委員会は、同事件について、平成3年12月10日付けでX4に対する懲戒解雇が不当労働行為であり、原職復帰させることなどを内容とする救済命令を発した。

なお、X4は組合結成当初からの組合員であり、現在組合の会計監査である。

4 組合結成後本件申立てまでになされた当委員会への申立て等の状況について

前記3の(2)の京労委平成2年（不）第5号事件の他、次のとおりである。

- ① 昭和60年8月2日、組合は「京都コンピュータ学院学院長Y3」を被申請者として、団体交渉促進のあっせん申請を行い、同事件は同年9月2日取下げにより終結した。
- ② 同年8月13日、組合は「京都コンピュータ学院学院長Y3」を被申立人として、労働組合法第7条2号違反の不当労働行為救済申立てを行った。同事件は同年10月5日取下げにより終結した。
- ③ 同年10月4日、組合は「京都コンピュータ学院学院長Y3」を被申立人として、執行委員長の就労拒否の撤回などを求めて、労働組合法第7

条第1、3号違反の不当労働行為救済申立てを行った。同事件は昭和62年3月31日関与和解により終結した。

- ④ 昭和60年10月5日、組合は「京都コンピュータ学院学院長Y3」を被申立人として、出向の取扱い等に関する団体交渉応諾などを求めて、労働組合法第7条第2号違反の不当労働行為救済申立てを行った。同事件は、昭和62年3月31日関与和解により終結した。
 - ⑤ 同年7月7日、組合等は「京都コンピュータ学院代表者Y1、Y2」及び「学校法人京都コンピュータ学園」を被申立人として執行委員長の懲戒解雇の撤回等を求めて、労働組合法第7条第1号違反の不当労働行為救済申立てを行った。同事件は、昭和63年2月20日、関与和解により終結した。
 - ⑥ 平成2年12月12日、組合は「京都コンピュータ学院洛北校設置者Y1」、「京都コンピュータ学院白河校、同百万遍校設置者Y2」及び「京都コンピュータ学院鴨川校、同高野校及び同京都駅前校設置者学校法人京都コンピュータ学園」を被申請者として、X4の身分問題についての団体交渉応諾を求めるあっせん申請を行い、同事件は平成3年1月18日取下げにより終結した。
 - ⑦ 平成4年3月5日、組合は「京都コンピュータ学院洛北校設置者Y1」、「京都コンピュータ学院白河校、同百万遍校設置者Y2」及び「京都コンピュータ学院鴨川校、同高野校及び同京都駅前校設置者学校法人京都コンピュータ学園」を被申立人として、組合事務所の継続貸与を求めて、労働組合法第7条第3号違反の不当労働行為救済申立てを行った。同事件は、平成6年4月28日取下げにより終結した。
 - ⑧ 平成4年4月3日、組合は「京都コンピュータ学院洛北校設置者Y1」を被申請者として、X1、X2及びX3（以下「X1ら3名」という。）の身分問題について誠実に対応するよう求めてあっせん申請を行い、同事件は同年7月6日に打切りにより終結した。
- 5 X1ら3名に対する「退職勧奨」から懲戒解雇に至る経過について
- (1) 平成4年2月21日、Y4は印刷局に赴き、その場にいたX2及びX3に、同年3月末での印刷局の閉鎖を伝えるとともに、X1ら3名が退職の意思を有するかどうかを尋ねた。これに対し組合は団体交渉を申し入れた。この日X1は年休をとっていたが、同日、X2及びX3から、Y4がX1ら3名の退職意向の有無の確認に来たことを聞いた。
 - (2) 2月22日、組合は、洛北校設置者Y1、白河校・百万遍校設置者Y2及び学園理事長Y2あてに「不当退職勧奨への抗議並びに撤回要求書」を提出し、同月21日のY4の発言等に対する抗議及び発言の撤回を要求するとともに、全職員の雇用の保障及び緊急団体交渉を申し入れた。
 - (3) 同月25日、Y1は組合あてに、同月22日付け文書等のあて名に洛北校とともに他校の名が羅列されていることは許容しがたいこと、同月21日の退職勧告は当然のことであり、本人にも個別に伝達すること及び団体

交渉の申入れについては応諾することを文書で回答した。

同月25日、洛北校において団体交渉が開催され、組合のいう「退職勧奨」と「労組事務所」の2議題について両者は交渉協議した。この交渉において、X 1ら3名は退職の意思がないことを明言し、「退職勧奨」の撤回を要求したので、Y 4は検討することで団体交渉を打ち切った。

- (4) 同月29日、Y 1は組合あてに、「余剰人員の整理解雇について申入書」と題する書面により、整理解雇を実施する計画がある旨を伝えた。この申入書では、余剰労働力は5名（うち雇用契約を解除する予定の労働者3名）、整理解雇の実施は同年3月15日付けで行い、また同日付けで該当者を公表するが、公表日の前日までに本人あて文書にて通知するとされていた。

これに対し、組合は、同年3月2日付けで学園理事長Y 2あてに、「緊急団体交渉の申入れ」と題する書面で整理解雇の方針の撤回及び緊急団体交渉の開催を申し入れた。

- (5) 同年3月3日、Y 1は組合あてに、昭和60年9月5日付けの「組合事務所貸借に関する確認事項」の破棄を通告した。
- (6) 平成4年3月4日付けで組合は洛北校設置者Y 1に、「組合事務所貸借に関する確認事項」の破棄に対し、抗議声明を出すとともに、緊急団体交渉を申し入れた。
- (7) 同月6日、組合からの緊急団体交渉申入れを受けて洛北校において団体交渉が開催され、整理解雇について交渉協議がなされた。
- (8) 同年2月29日付けの「余剰人員の整理解雇について 申入書」において雇用契約解約者を公表することとされていた同年3月15日までに、Y 1から該当者は公表されなかった。これについて組合は、同月18日付けの「緊急団体交渉の申入れ」と題する書面で整理解雇が同月15日までになされなかったこと等について文書及び団体交渉の席で説明するよう同人あて申し入れた。
- (9) 同月16日、印刷局のY 6課長（以下「Y 6課長」という。）は、X 2に対し、同年4月1日以降、X 1ら3名が引き続き同じ勤務場所で勤務するように指示した。Y 6課長は学園雇用の職員であったが、学園から印刷局へ出向し印刷局の責任者となり、X 1ら3名の上司であった。

なお、Y 6課長は持病のため同年3月16日から欠勤した。

- (10) 同月27日、組合は洛北校設置者Y 1あてに、「新年度人員配置に関する申入れ」と題する書面により、新年度人員配置について団体交渉の開催を申し入れた。

同日、X 1はY 6課長から夕方に電話連絡がなされたとき、同年4月2日に年休を取得するための申請を行った。Y 6課長は、このとき検査入院をしており、日に一度夕方頃に印刷局に電話連絡してくるようになっていた。入院中であっても、業務命令権等権限は従来どおり有していた。さらにX 1は同日の年休取得の申請を所定の申請用紙に書いて百万

遍校舎へ連絡用メールで送付した。同人は、この申請用紙の理由欄に「所用の為。」と、その欄の下方に小さく「(4/1以降のことが不明なのでとりあえず提出します)」と記載した。Y4はこの申請用紙を同年4月の中旬過ぎに見たが、所属長印の欄には承認印は押されていなかった。しかし、4月2日に休んだX1に対して賃金カットはなされなかった。

(11) 同年3月31日午後4時56分頃、X2はY6課長に電話し、翌日以降の勤務等のことを尋ねた。Y6課長は、わからなければ百万遍校舎のY4に連絡をとって確認するように述べた。そこでX1が百万遍校舎に電話をすると、Y4は不在でY7(以下「Y7」という。)が電話口に出たので、同人にY4に連絡をとって返事をもらいたい旨伝えた。午後5時20分頃、X2から再度Y7に電話があったので、Y7はX2に対し、X1ら3名は同年4月1日以降も印刷局に勤務するようにとのY4の指示を伝えた。

同年3月31日午後5時から終業時刻の5時半頃までに、洛北校職員Y8(以下「Y8」という。)は、洛北校設置者Y1名義の同日付けの申入書を印刷局に持参した。この申入書には、同年2月29日付けの「余剰人員の整理解雇について 申入書」に係る緊急団体交渉の開催の申入れに関しては、整理解雇に係る緊急性を回避する可能性を見出していること、印刷局の正式名称を同年4月1日から「関田教育印刷所」(以下「印刷所」という。)と定めること、現在印刷局で勤務している組合員3名については「従来どおり継続して関田教育印刷所に勤務していただきます。」等と記載されていた。

(12) 同年4月1日、始業時刻前にX1は、組合執行委員長名義で洛北校設置者Y1あてに百万遍校舎において緊急申入れを行った。その後X1ら3名は、洛北校の1階事務室を訪れY5に会った。X1ら3名はY5に同日以降の勤務について尋ねたが、同人は聞いていないと答えた。そこでX1ら3名は、一旦2階に上がった後1階に降り、Y4からの連絡を待ちながら事務室で待機した。

一方、Y4は、X1ら3名に対する同年3月31日付けの引き続き印刷所勤務を命じる辞令書を待って4月1日午前9時過ぎには印刷所に赴いたが、印刷所が閉まっておらず同人らが不在であったため、辞令書を印刷所2階で勤務する経理担当のY9(以下「Y9」という。)に預けた。Y4は午後2時ないし2時半に百万遍校舎に帰り、X1ら3名が洛北校にいるのを知って、午後3時頃洛北校に電話し、電話口に出たX1に印刷所へ帰るように指示した。X1ら3名は指示に従い印刷所へ帰った。同人らはY9から午後4時15分頃辞令書を受け取った。

終業時刻後の午後5時35分頃、Y4が百万遍校舎の玄関前でタクシーを待っていると、X1及びX2が自動車でもY4に近づき、X2がY4に封筒を渡した。Y4が封筒の中を見るとY9に預けておいたX1ら3名の辞令書が入っていた。

また、封筒に辞令書の他に、X 1ら3名の連名で洛北校設置者Y 1、白河校・百万遍校設置者Y 2及び学園理事長Y 2あてに同日付け申入書が同封されていた。同申入書には、①京都コンピュータ学院各校と印刷所の関係が不明、②印刷所での労働条件が不明、③勤務の形態が不明、④勤務の期間が不明、⑤従来どおり継続して印刷所に勤務することとされているがそうはならないこと、⑥捺印されている印鑑がこれまでの辞令と異なること、以上の点に疑義があるので早急な対応を求める旨記載されていた。

なお、同日付けでX 1ら3名各人に対して、同人らのこの4月1日の行為が業務妨害であるとして嚴重警告書が「関田教育印刷所長 京都コンピュータ学院洛北校設置者Y 1」名義で発せられ、同月3日頃各人はこれらを受け取った。

- (13) 同月2日、X 1は、同年3月27日に年休を申請していたとして出勤せず、X 4及び「不当解雇撤回を闘う京都コンピュータ学院労働組合を支援する会」（以下「支援する会」という。）の者3、4名を伴い、まず京都府文教課へ行き、X 4の解雇問題を解決することを内容とする京都府知事あて要請文書を職員に渡した。その後、学園等に融資している協和埼玉銀行（現在のあさひ銀行）下鴨支店及び伏見信用金庫（現在の京都みやこ信用金庫）本店へも紛争解決に協力するよう要請に行った。そして午後4時頃百万遍校舎を訪れ、X 4の解雇問題の早期解決を求めるための申入れを行った。このときには、各種学校専修学校関係労働組合連絡協議会（以下「各専労協」という。）に所属する者も同行していた。

一方、X 2及びX 3は始業時刻前に百万遍校舎に立ち寄り、同年4月2日付けで洛北校設置者Y 1あての「緊急申入れ（その2）」を届けた上、同月1日に続いて洛北校を訪れた。X 2は百万遍校舎のY 4と話をしたいとして午前8時30分過ぎと午後0時50分頃に電話したが、いずれもY 4と連絡がとれなかった。そこで、X 2及びX 3はそのまま洛北校の1階の事務室から厨房に行く途中のロッカーの横で待機した。同人らは午後5時20分には退室し、終業時刻の午後5時30分に洛北校を出た。Y 4は午前中は百万遍校舎に出勤していたが、午後は外出していた。同人は午後5時30分過ぎに、X 2らの前記の電話の件についてY 10（以下「Y 10」という。）から連絡を受けた。

同月2日、X 2及びX 3に対して、同人らのこの4月2日の行為が職場秩序の紊乱であるとして嚴重警告書が「関田教育印刷所所長 京都コンピュータ学院洛北校設置者Y 1」名義で発せられた。

また、組合は同日、同月1日に渡された辞令には前記(12)に記載のような疑義があるとして洛北校設置者Y 1に対して緊急申入れをし、団体交渉の開催も求めた。

さらに、同月2日付けで各専労協は、Y 2及びY 1に対し、組合との労使関係の現状の改善を求めた。

なお、Y10はY1の大学時代の後輩で、Y1の勧誘により、平成2年4月に同人に雇用された。Y10は、洛北校で文学の講義を担当するほか、平成4年4月1日からは洛北校の労務担当となり、Y4とともに業務を行い、百万遍校舎で勤務している。

- (14) 同月3日、始業時刻前にX1は百万遍校舎に赴き、組合執行委員長名義で洛北校設置者Y1あてに「緊急申入れ(その3)」なる文書を提出した。その後X1は、始業時刻に洛北校を訪れた。

一方、X2及びX3はこの日は洛北校には行かず、始業時刻に印刷所へ行っていた。

同日昼頃、Y4は、X1が洛北校にいることを知ったのでY10とともに午後2時過ぎに洛北校に赴いた。Y4はX1を教室に待たせ、午後2時20分頃、印刷所に電話をかけたところX2が電話口に出た。Y4はX2にX3とともに洛北校に来よう伝えた。X2は午後3時頃には行ける旨答えた。そこでY4は、X1を待たせてあった教室に行き、同人と話を始めた。

Y4とX1が話をしている間、午後2時40分過ぎにX2は洛北校に電話をかけ、電話口に出たY11(以下「Y11」という。)に洛北校に行くのが少し遅れると伝えた。午後3時過ぎにX2は再度洛北校に電話をかけ、電話口に出たZ1(以下「Z1」という。)にX2及びX3が腹痛のため早退すると言い、この旨Y4に伝えるよう頼んだ。Z1はY4と電話を代わるのでX2に待つように言い、Y4を呼びに行ったが、その間にX2は電話を切っていた。その後X2及びX3はメモ用紙に「Y9様 体調悪く早退させていただきます。X3・X24/3 15:30」と記載し、Y9にわかるようにドアに貼り、印刷所を出た。

X1はY4との話が終わったあと、午後4時過ぎに印刷所へ行き、終業時刻に退勤した。

- (15) 同月4日、X1は組合執行委員長名義で洛北校設置者Y1あてに「抗議並びに申入れ書」を提出した。この申入れ書において組合は、組合あて及び組合員あてに送付される文書の差出人が京都コンピュータ学院洛北校設置者名ではなく、「関田教育印刷所長 Y1」と記載されていること等についてどういうことか回答を求めるとともに、団体交渉を申し入れた。

また、同日付けでX1ら3名各人に対して、同人らの4月3日の行為が無断欠勤、職場放棄、業務妨害及び職場秩序紊乱であるとして、嚴重警告書が「関田教育印刷所所長 京都コンピュータ学院洛北校設置者Y1」名義で発せられた。

なお、同月4日以降、X1ら3名は印刷所で勤務した。

- (16) 同月6日付け及び7日付けで、X1は組合執行委員長名義で洛北校設置者Y1あてに申し入れ、同月4日付けのX2及びX3にあてた各警告書の撤回等を要求した。

(17) 同月11日、Y 4はY10とともにX 1ら3名に対する前記辞令書を携え印刷所に赴き、一人ずつ3階の部屋に来るよう言い、まずX 3を呼んだ。Y 4はX 3に対して、同月3日にY 4と話がしたいと言いながら腹痛のため早退したことについて説明を求めた。しかし、X 3は、腹痛の原因となった昼食の内容等については言う必要がないとY 4に返答し、早退した理由の説明を十分に行わなかった。そこで、Y 4はX 3との話のあと、同人に対する辞令書を渡すことを留保し、この件についての始末書の提出を求めた。同人は、同月13日に、同月3日の早退の件についてY 1あてに事実経過を書いた文書を提出した。

次に、Y 4はX 2を呼び、辞令書を渡そうとしたが、X 2は辞令書を見て発行人のところに「関田教育印刷所所長」という名称が併記されていたのでこれはどういうことかとY 4に尋ねた。同人とX 2との間でやりとりがあった後、X 2は終礼を行うからと言って終業時刻間際に部屋を出て行った。Y 4はX 2の後を追って階段の途中まで来たところ、X 1とX 3がそこへ現れた。X 1は辞令書を見て、「辞令発行人が併記されている前の状態と同じじゃないですか。」と言った。結果的には、Y 4はX 1及びX 2に対する各辞令書を自ら持ち帰った。

(18) 同月13日、組合は洛北校設置者Y 1あてに「抗議並びに申入れ書、」と題する文書を提出した。この文書で組合は、異動についての明確な説明及びY 4のX 3に対する4月3日の件での処分発言の撤回を求め、団体交渉を申し入れた。

(19) 同月16日、Y 1はX 1に対し、同月11日に同人が辞令の受領を拒否したとして、「京都コンピュータ学院洛北校設置者 関田教育印刷所所長 Y 1」名義で警告書を発するとともに、始末書の提出を命じた。

また、同月16日、Y 1は、組合執行委員長あてに、同月6日付け、7日付け及び13日付けの組合からの抗議を受けるいわれはない旨申し入れた。

(20) 同月18日、組合は、Y 1からの同月16日付けの申入書に対して文書で反論した。

(21) 同月20日、組合は、X 1に対するY 1からの同月16日付け警告書について、反論するとともに、団体交渉開催を申し入れた。また、同月20日付けでX 1は洛北校設置者Y 1あてに、同月16日付けのX 1あて警告書の件で申し入れた。

同じく同月20日に、Y 1はX 2に対し、同月11日に同人が辞令の受領を拒否したとして、「京都コンピュータ学院洛北校設置者 関田教育印刷所所長 Y 1」名義で警告書を発するとともに、始末書の提出を命じた。

(22) 同月22日、組合はX 2に対するY 1からの同月20日付け警告書について、反論するとともに、団体交渉開催を申し入れた。

(23) 同月23日、Y 4、Y10及びY11は、X 1及び組合の上部団体である情

報産業労働組合連合会近畿地方協議会(以下「近畿地協」という。)のX 5、X 6、X 7他1名との間でX 4解雇問題や組合事務所問題を議題に団体交渉をした。

(24) 同年6月19日、支援する会が正式に結成された。支援する会の連絡先はX 1の自宅であり、X 2は支援する会の事務局次長であった。また、X 1ら3名は支援する会の会員であった。

(25) 同月20日、X 4及び支援する会の者は京都府文教課に学院の実体について事実確認をしたかどうかを確かめるために赴き、その後、百万遍校舎も訪れた。

同日、支援する会、各専労協及び組合はY 1及びY 2に対し、労使関係の現状を改善するよう求める申入書を提出した。

(26) 同月25日、Y 1は組合に対し、組合事務所貸与に関する一切の協定を解約することを文書で通告した。

(27) 同年7月5日、支援する会は代表X 8名義で学園理事長Y 2、白河校設置者Y 2及び洛北校設置者Y 1あてに「団体交渉申入書」を配達証明郵便で送付した。支援する会は同申入書により、同月13日午後4時から百万遍校舎でX 4の不当解雇問題及び労使関係の正常化その他についての団体交渉の開催を申し入れ、組合を通じて同月10日までに回答するよう求めた。Y 4はこの申入書を数日後入手し、近畿地協のX 5に電話して、この文書の取扱いについて尋ねたところ、支援する会は組合の上部団体ではないので文書は無視したらよいと同人に言われた。そのため同日までに組合を通じての回答はなされなかった。

(28) 同月10日、Y 4及びY 10は印刷所へ行き、X 1ら3名に対して、山代印刷株式会社(以下「山代印刷」という。)へ行って印刷の勉強をしてこないかと言い、同月20日までに返事をするようにと求めた。

(29) 同月13日、午前中にY 4はY 10とともに印刷所へ行き、同月20日から平成5年3月31日までの間、山代印刷への研修に行くことを命ずる業務命令書をX 1ら3名にそれぞれ手渡した。同人らは研修に行きたくない旨強く主張したので、同4年7月16日にY 4が再度返事を聞きに来ることとなった。X 1ら3名は一旦受け取った業務命令書をY 4に返そうとしたが、X 2が其を預かっておくと言ったのでY 4はそのまま置いて帰った。

同月13日、Y 1は「京都コンピュータ学院洛北校設置者 関田教育印刷所所長 Y 1」名義で組合執行委員長あてに、「関田教育印刷所職員の研修業務について」と題する書面を送付し、山代印刷への研修を実施する旨通知した。

また、同日、X 4及び支援する会の者は京都府文教課に行き、Z 2課長補佐(私学係長)に面会し、支援する会代表のX 8、各専労協議長のX 9及び情報労連・京都コンピュータ学院労働組合執行委員長X 1の連名で京都府知事あての要請書を渡した。その際、X 4及び支援する会の

者はZ 2 課長補佐に対し、「京都コンピュータ学院は狭い教室に学生をギュウギュウ詰めにして授業を行っているし、担任（クラス担任）も年度途中でよく代わるし、先生も途中で辞める者もあり、十分な教育をしていない。」旨告げたが、事実と反する部分があった。その後支援する会の者らは協和埼玉銀行下鴨支店及び伏見信用金庫本店へ前記(13)と同様の要請をした。

同日午後4時頃、X 4 及び支援する会の者ら8名（以下「X 4ら8名」という。）は百万遍校舎を訪れ、Y 4 との面会を求めたが不在であったので、代わりにY 7 との面会を求めたが、応対に出たY 10は面会の約束がないことを理由に拒否した。しかし、X 4ら8名がなお面会を求めて帰ろうとしなかったため、Y 10やY 11が職員であるY 12（以下「Y 12」という。）に命じて警察に通報させた。それから20分程して警察官が2名来たのでY 10が警察官に事情を説明し、しばらくしてX 4ら8名は帰って行った。X 4ら8名が来たことは後にY 4 に報告された。

なお、X 1ら3名はX 4ら8名と行動をとともにしていなかったが、X 1はX 4ら8名が以上のような行動をすることを事前に聞いて知っていた。

- (30) 同月14日、組合は洛北校設置者Y 1 あてに「「研修」に関する申入書」を提出した。この申入書の中で組合は、研修終了後の業務の計画及び勤務場所、労働条件等12点について学院と組合の間で団体交渉を通じ整理、合意ができれば研修に応じることにやぶさかではない旨明らかにした。X 1ら3名各人もY 1 あてに同趣旨の申入れをした。

同日午後5時前、Y 4、Y 10、Y 7、Y 12及びY 13は印刷所へ行き、同月13日にX 4ら8名が百万遍校舎に来たこと等についてX 1とX 3に問い質した。Y 4らは、X 1及びX 3が、支援する会の者が百万遍校舎に行くことを知っていたことを確認して帰って行った。なお、X 2はこの日、休んでいた。

- (31) 同月15日、Y 4 及びY 10と事務引継ぎのため同行したY 8、Y 11、Y 7 及びY 14が午後5時過ぎ印刷所を訪れ、Y 4 がX 1ら3名各人に対し同日付けの懲戒解雇の辞令書とその理由を記載した懲戒解雇通知書をそれぞれ交付した。各辞令書には京都コンピュータ学院洛北校設置者Y 1 名義で「あなたは、本校就業規則（諭旨退職・懲戒解雇）第69条1号、同3号、同4号、同5号、同6号、同8号、同12号、同13号、同19号に抵触する違反行為がありましたので、同（解雇）第19条7号により、1992年7月15日付けを以て懲戒解雇します。」と記載されていた。

また各通告書には、その冒頭に「本年7月2日、本学院は初代学院長の七回忌を迎えた。これをもって学院の喪明けとする。」と書かれていたほか、懲戒解雇の理由として、①業務妨害、②秩序紊乱等が記載されていた。

なお、この懲戒解雇前には、X 1ら3名に対しては同年4月1日等の行為に対する警告書は発せられてはいたが、出勤停止や諭旨退職といっ

- た処分は行われていなかった。
- (32) 洛北校の就業規則では、解雇、懲戒の種類等及び懲戒解雇等に関し別紙のとおり定められている。
- (33) 7月15日、組合は洛北校設置者Y 1に対し、X 1ら3名の懲戒解雇について内容証明郵便で団体交渉を申し入れた。また、同人らは懲戒解雇辞令が納得できないとして、同日付けで辞令書を返送した。
- 同日、京都府文教課は洛北校設置者Y 1に、同月13日にX 4及び支援する会の者が申し入れた内容に関する事情説明をするよう求めた。これを受けて、同月20日、Y 4は同課へ赴き、同月13日のX 4及び支援する会の者が申し入れた内容について、弁明した。
- (34) 同月20日、組合はX 1ら3名の懲戒解雇は不当労働行為であるとして当委員会に本件申立てを行った。

組合の請求する救済内容は次のとおりであった。

- ① 被申立人Y 1、Y 2及び学園は、組合員X 1、X 3、X 2に対する懲戒解雇を撤回し、従前どおり京都コンピュータ学院内で学校事務に就業させること。
 - ② 次の謝罪文の提出及び提示
- 「X 1ことX 1氏、X 3氏、X 2氏に対する1992年7月15日付け懲戒解雇は不当労働行為であったことを認め、ここに深く陳謝します。同氏ら3名を原職に復帰させ、今後このような行為を繰り返さないことを確約し、労使関係の正常化に努力することを誓約します。」
- 6 X 1ら3名の懲戒解雇以後の経過等について

- (1) 平成5年1月16日、Y 1は希望退職者募集についての職員通達を行った。
- (2) 同年2月19日、Y 1は余剰人員の整理解雇についての職員通達を行った。
- (3) 同年3月18日付けで洛北校設置者Y 1は内容証明郵便でX 1、X 2、X 3及びX 4（以下「X 1ら4名」という。）の各人に対し通告書を送付し、同月25日付けをもって同人らを予備的に整理解雇した（以下「予備的整理解雇」という。）。

X 1ら3名各人に対し送付された通告書には、洛北校設置者Y 1名義で次のように記載されていた。

「本校が貴殿に対してなした1992年7月15日付懲戒解雇は有効である旨確信しているところでありますが、左記の理由により本書面をもって予備的に貴殿を学校都合により1993年3月25日付にて解雇（整理解雇）いたします。

記

1993年度の京都コンピュータ学院洛北校への入学者数は約40名でしかなく、在籍学生数350名が来年度は190名に激減し、余剰な職員を雇用しておくことはいかなる理由からも不可能となりました。」

- また、洛北校設置者Y 1は、同月19日付けで組合に対し、X 1ら4名を同月25日付けで予備的整理解雇をする旨、通告した。
- (4) 同月21日、組合はY 1からのX 1ら4名に対する同月18日付け予備的整理解雇について、内容証明郵便により緊急抗議申入書を送付した。また、X 1ら4名はY 1に対し、予備的整理解雇について撤回を求める文書を同日付け内容証明郵便で送付した。
- (5) 同年6月18日、京都地方裁判所は、X 1ら3名を債権者、京都コンピュータ学院洛北校ことY 1を債務者とする平成4年(ヨ)第817号地位保全仮処分申立事件について、X 1ら3名の申立てを却下する決定を行った。
- (6) 同年12月21日、X 1ら3名を債権者、京都コンピュータ学院洛北校ことY 1を債務者とする平成4年(ヨ)第817号仮処分命令申立事件及び平成5年(ラ)第399号即時抗告申立事件について、X 1ら3名は申立ての全部を取り下げた。
- (7) 前記(3)の予備整理解雇に伴い、組合は本件申立てにより請求する救済内容を、平成6年2月15日付けで次のとおり追加・変更した。
- ① 被申立人Y 1、同Y 2及び同学校法人京都コンピュータ学園は、組合員X 1ことX 1、X 3、X 2に対する1992年(平成4年)7月15日付け懲戒解雇及び1993年(平成5年)3月25日付け整理解雇がなかったものとし、同人らを京都コンピュータ学院洛北校で従前どおり学校事務に就業させると共に、平成4年7月15日から原職復帰に至るまでの間、同人らが受けるべき諸給与相当額を支払わなければならない。
- ② 次の謝罪文の提出及び掲示
- 「X 1ことX 1氏、X 3氏、X 2氏に対する1992年7月15日付け懲戒解雇及び1993年3月25日付け整理解雇は不当労働行為であったことを認め、ここに深く陳謝します。同氏ら3名を原職に復帰させ、今後このような行為を繰り返さないことを確約し、労使関係の正常化に努力することを誓約します。」
- (8) 平成6年2月25日、大阪高等裁判所は、京都コンピュータ学院洛北校ことY 1を控訴人、X 4を被控訴人とする平成4年(ネ)第1404号雇用契約存在確認等請求控訴事件について、原判決を取り消し、被控訴人の請求を棄却する判決を下した。
- (9) 平成6年6月8日、組合は前記(7)のとおり追加・変更した本件救済内容について、さらに訂正するとして次の救済を求めた。
- ① 被申立人Y 1、同Y 2及び同学校法人京都コンピュータ学園は、組合員X 1ことX 1、X 3、X 2に対する1992年7月15日付け懲戒解雇、並びに同人ら3名及びX 4に対する1993年3月25日付け整理解雇がなかったものとし、同人らを京都コンピュータ学院洛北校で従前どおり学校事務に就業させると共に、X 1、X 3、X 2の3名に対しては平成4年7月16日から、X 4に対しては平成2年12月29日からそれぞれ原職復帰に至るまでの間、同人らが受けるべき諸給与相当額を支払わ

なければならない。

② 次の謝罪文の提出及び掲示

「X 1 こと X 1 氏、X 3 氏、X 2 氏に対する1992年7月15日付け懲戒解雇、並びに同氏ら3名及びX 4 氏に対する1993年3月25日付け整理解雇がいずれも不当労働行為であったことを認め、ここに深く陳謝します。同氏ら4名を原職に復帰させ、今後このような行為を繰り返さないことを確約し、労使関係の正常化に努力することを誓約します。」

第2 判断

1 X 1 ら3名の懲戒解雇処分について

(1) 申立人組合は、次のとおり主張する。

被申立人が主張する懲戒解雇事由は、いずれも懲戒事由におよそ該当しないものである。まず、X 1 ら3名が印刷局勤務辞令の期限が切れた平成4年4月1日以降、洛北校に出勤して、同年3月31日付け学院からの申入書についての説明と、明確な辞令を求めて行動したことは全く正当なものである。被申立人は、これに対し何ら応えず故意に放置した上でこれが職務放棄あるいは業務妨害であるとしているが、これは懲戒事由と言いつけを付けることができるような行為にX 1 ら3名が陥るよう被申立人が仕掛けたものであると考えざるを得ない。また、被申立人は、同年7月13日にも支援する会が業務妨害を行ったことも理由に、同月15日に至ってX 1 ら3名に対する懲戒解雇に及んだ。しかし、これが懲戒解雇理由に当たらないことは明白である。

したがって、本件懲戒解雇に先立つ数々の不当労働行為の存在と同様に、本件懲戒解雇もまた、組合つぶしの目的で行われた労働組合法第7条第1号及び第3号違反の不当労働行為にはほかならない。

(2) 被申立人Y 1 は、次のとおり主張する。

X 1 ら3名は、平成4年4月1日以降の勤務場所について、上司のY 6 課長から口頭で明示されていたにもかかわらず、同月1日から3日までの間、職務を放棄し、同月1日に交付された辞令書を突き返すという行動に出た。また、同年7月10日の研修業務命令にも反抗してこれに従わなかった。さらに、X 4 と共謀の上、同月13日に、X 4 ほか数名の者をして被申立人の監督官庁である京都府文教課に虚偽の申入れをさせ、被申立人の名誉信用を毀損し、組合の上部団体でもない支援する会を学院の百万遍校舎に押しかけさせ、業務妨害を行った。加えて、X 1 ら3名とも、以前から勤務状況が不良であり、業務命令違反を繰り返している。

以上を併せ考えると、X 1 ら3名は、就業規則第69条1号、3号ないし6号、8号、12号、13号及び19号に該当するため、懲戒解雇を行ったものであって、不当労働行為には当たらない。

(3) よって、以下判断する。

① 平成4年4月1日からの勤務場所の辞令について

ア 申立人組合は、X 1 ら3名の印刷局勤務は出向に当たるものとい

うべきであり、平成4年4月1日以降の印刷所出向について何らの協議も行われず同意を求められなかったこと、及び同年2月以降における印刷局閉鎖発言、退職勧奨、整理解雇の申入れなどの経過を考えると、同年3月31日の申入書に対する疑義について納得いく説明と出向の協議を経ないまま印刷所に勤務することに、ためらいを感じた旨主張する。しかし、印刷所が独立した企業としての実態を備えていたという事実はなく、X1ら3名の印刷局での勤務も従前と同様、被申立人Y1との雇用契約関係に基づくものであったと認められる。したがって、X1ら3名の辞令には「出向」という言葉が使われているとはいえ、実質上、配置転換であったと言わざるを得ない。同年4月1日以降の印刷所勤務について、人事権の実質的な執行者であったY4からは直接の指示を受けなかったとはいえ、前記第1の5の(9)(11)で認定のとおり、同年3月16日にはY6課長から、同月31日にはY6課長及びY7から指示を受けており、勤務先の異動を意味するような発言はなかったと認められる。

イ しかし、同年4月1日以降もX1ら3名が引き続き印刷所勤務である旨の通知が、必ずしも明確なものであったとは認められない。加えて、前記第1の5の(2)ないし(4)及び(6)ないし(10)で認定のとおり、組合の求める団体交渉に誠実に応じたという事実はないこと、同年3月31日の終業時刻間近になるまで組合あてに何ら明確な通知や申入れも行っていないこと、X1ら3名各人に対しては同月16日及び同月31日のY6課長若しくはY7から指示の他は誰からも直接かつ明瞭な指示がなされていないこと、直接の上司であるY6課長が同月16日以降検査通院のため出勤しておらず印刷局内に管理職者が事実上不在であったこと等を考慮すれば、このような状況下で同年4月1日以降の配属についてX1ら3名に不安感が伴ったこともやむを得ないところがある。

ウ 被申立人Y1は、同年2月21日にX1ら3名の退職意思の有無を確認し、同月29日に整理解雇の計画があることを組合に申し入れた。しかし被申立人Y1は、整理解雇該当者の公表予定日の同年3月15日以降も、X1ら3名に対し引き続き印刷局に勤務するように指示したのみで、同月31日の組合あて申入れまで、整理解雇の計画の撤回又は中止を意味する文書を組合に示さなかった。また、同日の申入れにおいて、突然、印刷局の正式名称変更がなされる等の内容が示されており、これらについても十分な説明が行われなかった。以上のことが、前記イで述べたX1ら3名の不安感を払拭するどころか、逆に増大させたと考えられ、この点も看過することができない。

② 辞令書の交付について

ア 前記第1の5の(12)で認定のとおり、平成4年4月1日の午前9時過ぎにはY4が印刷所に辞令書を持参しX1ら3名に交付しよう

としたが、X 1ら3名が不在であったため2階に勤務する経理担当のY 9に預けた。しかし、辞令書交付については辞令発令の前後に適宜行われるという慣行があったことが認められるものの、前記第1の5の(1)ないし(11)で認定したような労使関係の下では、辞令書交付の日時及び場所を事前にX 1ら3名に通知するなどの配慮をすることが望ましかったのではないかと考えられる。また、X 1ら3名の直接の上司ではないY 9に辞令書を預けたことも、適切な対応であったとは言えない。

イ しかしながら、辞令書は一旦X 1ら3名の手に渡り、その時点で辞令の交付は完了したと認められ、これを返却したからといって、辞令書が未交付であったとは言えない。また、当該辞令書を前記第1の5の(12)で認定したような疑義があるという理由や印刷所勤務に不服があるという理由だけで3名を一括して一方的に突き返すような行為が、雇用契約を維持させていく上での信頼関係を失わせる一因となったと言わなければならない。

③ 平成4年4月1日から3日までのX 1ら3名の行動について

ア 被申立人Y 1は、X 1ら3名が平成4年4月1日から3日にかけて印刷所での職務を放棄し、洛北校の業務を妨害した旨主張する。確かに、X 1ら3名は前記第1の5の(12)ないし(14)で認定のとおり、印刷所での勤務には就かず洛北校に赴いたりなどした。殊に、辞令の交付を受けた後の同月2日にはX 2及びX 3が、同月3日にはX 1が、洛北校へ赴いたことは、職場放棄ないしは労務の不提供と言わざるを得ない。また、勤務先について納得のいく説明や協議を求めているのであれば、Y 4の勤務場所もしくは雇用主であるY 1の所在している場所に赴けばよいのであって、洛北校へ赴く合理性も欠いている。しかしながら、被申立人Y 1が主張するような実質的な業務妨害が洛北校で行われたとの疎明はない。

イ 同月2日のX 1の年休の取得については、前記第1の5の(10)で認定のとおり欠勤中のY 6課長に了承を求めるなど、その取得手続に若干の問題があったと認められるが、直接の上司であるY 6課長の不在の間の申請手続を適切かつ明確に指示していなかった使用者にもその責任の一端がある上、事後的に年休の取得であると認めてもいるので、職務放棄ないしは無断欠勤とは言えない。

ウ 申立人組合は、X 2及びX 3の同月3日の早退について、腹痛のためやむを得なかった旨主張する。しかし、前記第1の5の(12)(13)で認定のとおり、両名が同月1日以降の辞令をめぐって被申立人Y 1に対し説明及び協議を求めており、かつ、当日Y 4からの呼出しを受けていたという状況を考えると、上記早退手続には問題があったと言わざるを得ない。まず、勤務時間中に職場を離れる場合には、事前の届出もしくは許可が必要であり、それを怠ることは特段の事

情のない限り職場放棄ないしは労務の不提供に当たると言うべきである。また、前記第1の5の(14)で認定のとおり、当日兩名は、Y4に直接連絡を取ることが明らかに可能な状況にあったと認められるのであるから、兩名の体調を説明し、呼出しに応じられなくなったことについて了解を求めるとともに、早退についての許可を得るべきであったと考えられる。仮に、このような対応が困難なほど緊急なものであったとするならば、兩名は直ちに医師の診断を受けるべきであったと思われる。ところが、前記第1の5の(14)で認定のとおり、兩名がこのような対応をせず、早退についての伝言を洛北校職員のZ1に一方的に伝えて早退したことは、上司に連絡を取れたにもかかわらず、あえて取らなかったと推測され、職場放棄ないしは労務の不提供とみなされてもやむを得ないと言わなければならない。

④ 平成4年4月11日のX1ら3名の態度について

前記第1の5の(17)で認定のとおり、X3は、上司であるY4からの平成4年4月3日の無断早退についての説明の求めに対して、十分納得のいく説明をしたとは認められない。また、X2は、同月11日、終礼を行うとの理由のみで一方的に終業時刻にこだわったり、X1とともに辞令書の発行者である被申立人Y1の肩書について反発する態度は、職員としての適格性を欠いたものと評価せざるを得ない。

⑤ 平成4年7月13日の支援する会の行動について

被申立人Y1は、支援する会の者が平成4年7月13日に、京都府文教課への虚偽の申入れ及び金融機関への要請をするとともに、百万遍校舎に業務妨害行為を行ったことについて、実行の当日、X1ら3名が加わっていなかったとしても、「共謀共同正犯」として同人らが就業規則上の問責を受けるべきである旨主張する。

しかし、組合名での京都府文教課への申入れ行動は、労働組合の活動の一環として行われたと考えられ、申入れの内容に問題があったことは別として、労働組合としての行為の範囲を逸脱したものとは認められない。また、これらの行動によって、京都コンピュータ学院の名誉が毀損されたり、業務を妨害されたという主張についても十分な疎明がない。

もともと組合と支援する会との連名で行われた京都府文教課への申入れは、前記第1の5の(29)で認定のとおり、事実と反する部分があり、かつ、学校のイメージを傷つけるような内容であったと認められ、使用者との信頼関係を損なう一つの要因となったと言える。また、前記第1の5の(24)で認定のとおり、支援する会の連絡先がX1の自宅であること、X2が支援する会の事務局次長であること、X1ら3名が支援する会の会員であることから、X1ら3名が金融機関への要請行動及び百万遍校舎での「業務妨害行為」を実行させたのではないか

と、使用者に疑われてもやむを得なかったと言わざるを得ない。

⑥ 印刷業務研修命令拒否について

被申立人Y1は、印刷業務研修命令についての平成4年7月10日の内示及び同月13日の業務命令書交付に際して、X1ら3名が業務命令を拒否した旨主張する。しかしながら、研修は同月20日から実施であり、前記第1の5の(28)(29)で認定したとおり、X1ら3名に反抗的態度があったとしても、懲戒解雇以前に現実に研修場所に赴かないなどの業務命令拒否等を行ったという事実は認められない。

⑦ X1ら3名の勤務状況について

ア 被申立人Y1は、X1ら3名の勤務状況について、次のとおり主張する。

(ア) X1については、印刷局に配置されて以降、勤務に対する意欲が低下する一方であり、印刷業務におけるミスも多くなった。加えて、そのミスに関し、あくまでも自己を正当化しようとするなど反抗的な言動もみられた。また、X2及びX3に対して業務上の注意がなされると、執行委員長であるという理由のみで勤務時間中に自分の持ち場を離れたり、上司に批判的な言辞を投げかけるという言動がしばしば見られるようになった。

(イ) X2については、洛北校に勤務していたときから、仕事に対する好き嫌いが激しく、また上司には常に反抗的態度をみせ、同僚や学生に対しても威圧的な対応が多かった。これは、印刷局に配属されてからも変わらず、上司の再三の注意に対して常に反抗的態度で応え、勤務態度を改めようとはしなかつた。

(ウ) X3については、業務に積極的に取り組もうとする姿勢に欠け、その能力は職員に要求される水準を下回っている状況であった。また、上司からの注意には、当初は勤務態度を改めようとする姿勢をみせたが、後には、改めるどころかX1及びX2と結託して上司のY6課長に対する非協力的態度に終始した。

イ 以上の主張に対し、申立人組合は、事実反するか、事実として存在することがらであっても、趣旨がねじ曲げられていると主張する。

しかしながら、前記第1の5で認定の事実から判断すると、前記アの主張どおりとまでは言えないとしても、かなりの反抗的態度や非協力的態度が繰り返されていたと言わなければならない。

⑧ 解雇理由の存否と不当労働行為の成否

以上総合して、X1ら3名の懲戒解雇と不当労働行為の成否について判断する。

ア 使用者が労働者に対し行う懲戒処分のなかで懲戒解雇は退職金の全部又は一部の支払いがなされない最も重い処分であるから、その相当性については特に慎重な判断を要する。そこでこの観点から本

件懲戒解雇理由の有無について検討する。

まず、平成4年4月1日から3日までの職務放棄及び業務指示無視については、前記③で判断したとおり、被申立人Y1が主張するような実質的な業務妨害が洛北校で行われたとの疎明はなく、X1の年休取得についても職務放棄ないしは無断欠勤とは言えないから、X1ら3名に非難されるべき点はあるものの、懲戒処分のうち最も重い懲戒解雇が相当であると認めることはできない。また、同年7月10日及び同月13日の印刷業務研修命令に対する態度については、前記⑥で判断のとおり、反抗的な態度が見受けられたとしても、未だ懲戒解雇に付すべきような事態に至っておらず、懲戒解雇理由には当たらない。さらに、同年7月13日の組合員及び支援する会による京都府文教課への申入れ・要請行為、金融機関への要請行為及び百万遍校舎への要請行為については、前記⑤で判断のとおり、組合活動の一環としておこなわれたと考えられ、組合活動の範囲を逸脱したとは認められず、懲戒解雇処分の理由とすることはできないと言わざるを得ない。そして、前記④⑦の判断を含めて全体として捉えてみても、X1ら3名の態度や行動等は懲戒解雇理由に当たるとは言えない。

したがって、被申立人Y1が主張する懲戒解雇理由は、いずれも就業規則第69条各号に該当しないと判断する。

イ しかし、前記①ないし③で判断したとおり、X1ら3名の同年4月1日から3日までの行動は、明らかに印刷所の業務を放棄したものであり、印刷所及び洛北校に重大な損害が発生したとは言えないものの、積極的な労務の不提供によって、印刷所の業務を一時的に停滞させ、洛北校の業務にもいくらかの支障を来たしたものであると言わなければならない。また、前記②のイ及び④⑥で判断したとおり、同月1日、同月11日及び同年7月13日にX1ら3名が上司であるY4に対して示した反抗的な態度は、節度をわきまえたものとは言えない。さらに、前記⑤で判断したとおり、同日の組合員及び支援する会の行動は、X1ら3名と使用者との間の信頼関係を損なうものであったと認められる。

このような行為や前記⑦で判断したX1ら3名のそれまでの勤務態度は著しく不良であり、これまでの労使関係を考慮したとしても、労働契約上の義務に違反したものと言わざるを得ず、職員としての適格性に欠けており、使用者が雇用契約を維持しがたいものと判断したとしてもやむを得ないところである。

したがって、X1ら3名が雇用契約の維持を極めて困難な状況に至らしめたことは、就業規則第19条第2号及び第8号にいう職員の就業状況が著しく不良で就業に適しないと認められる場合及びそれに準ずるやむを得ない事由があるものとして、被申立人Y1にX1

ら3名を普通解雇することが相当とする事由を生じさせたと認められる。

ウ 以上のとおり、本件は被申立人Y1がX1ら3名を懲戒解雇ではなく普通解雇とするのが相当な事案であったと認められるところ、被申立人Y1はあえてX1ら3名を退職金の全部又は一部が支給されない懲戒解雇にしたものであり、その意図は、組合結成以来の組合員であり、かつ、組合活動の中心的存在として最後まで組合に留まり続けたX1ら3名を嫌悪した結果であると認められる。

したがって、被申立人Y1が行ったこのような本件懲戒解雇は、労働組合法第7条第1号にいう不利益取扱いに該当する不当労働行為であり、かつ、同条第3号にいう労働組合の運営への支配介入に該当する不当労働行為であると判断せざるを得ない。

ただし、当事者間の雇用契約を維持することが極めて困難な状況をX1ら3名が生じせしめていたと認められるので、当委員会は本件解雇が普通解雇であれば不当労働行為には当たらないと判断する。

(4) X1ら3名に対する救済の方法

労働組合法第27条に定める労働委員会の救済命令制度は、労働者の団結権及び団体交渉権の保護を目的とし、これらの権利を侵害する使用者の一定の行為を不当労働行為として禁止した同法第7条の規定の実効性を担保するために設けられたものである。したがって同法が、前記禁止規定の実効性を担保するために、使用者の前記規定違反行為に対して労働委員会という行政機関による救済命令の方法を採用したのは、使用者による組合活動侵害行為によって生じた状態を前記命令によって直接是正することにより、正常な集団的労使関係秩序の迅速な回復、確保を図るとともに、使用者の多様な不当労働行為に対してあらかじめその是正措置の内容を具体的に特定しておくことが困難かつ不相当であるからである。そのため、労使関係について専門的知識経験を有する労働委員会に対し、その裁量により、個々の事案に応じた適切な是正措置を決定し、これを命ずる権限を委ねる趣旨である。

この趣旨によると、使用者の行為が不当労働行為に該当する場合において、労働組合及び労働者の被った損害を回復させるため、労働委員会が発する救済命令の内容については、労働委員会に許された裁量権の範囲内において適宜判断することとなる。

そこで、本件について救済方法を検討する。確かに、本件解雇に至るまでのX1ら3名の行動及び就業状況は、普通解雇がやむを得ないものであったとするに足る相当事由があり、雇用の継続が困難な状況に至ったと認められる。しかし、当委員会は、X1ら3名が懲戒解雇されるに至った一連の経過をすべて考慮した上で、本件懲戒解雇は、労働組合法第7条第1号の組合活動を理由とした不利益取扱い及び同条第3号の労働組合の運営への支配介入に該当すると認めたところである。

以上を総合的に勘案し、当委員会は被申立人Y 1に対し、就業規則第19条に基づく普通解雇の場合における退職金相当額を平成4年7月15日の解雇日を基準として支払うよう命ずることが妥当であると判断する。

ちなみにこのような救済方法は、私法学上のいわゆる「無効行為の転換」の理論に類似するものでもあり、労働委員会がその裁量権の範囲内において発し得る救済方法の一つとして全く問題はないと考えられる。

2 X 1ら3名の整理解雇に対する救済申立てについて

(1) 申立人組合は、平成5年3月18日付けのX 1ら3名に対する予備的整理解雇は合理的理由に欠け、組合員だけをその対象とした不利益取扱いであり、組合員の一掃を意図するとともに、不当労働行為救済申立てをして懲戒解雇の不当性を争っていることに対する報復を企図したものと云わざるを得ず、労働組合法第7条第1号、第3号及び第4号に違反する不当労働行為である旨、主張する。

(2) 被申立人Y 1は、X 1ら3名の予備的整理解雇は、学生数の減少による事務職員過剰に伴う整理の必要性、これまでの数度にわたる希望退職者募集等による解雇回避努力、教職員親睦会との事前協議の履行及び職員の勤務成績・評価に基づく整理基準の合理性を総合的に判断して行ったものであり、不当労働行為に該当しない旨、主張する。

(3) 当委員会は、前記1の(3)の⑧で判断したとおり、平成4年7月15日付け懲戒解雇を行ったことは不当労働行為に該当するが、雇用契約を維持し難い状況に至っており、普通解雇として、やむを得ないものであったと認めたため、本件予備的整理解雇については、判断する必要はないと考える。

3 X 4の整理解雇に対する救済申立てについて

前記第1の6の(9)で認定のとおり、本件申立ては、整理解雇の日から1年2か月余りが経過してからなされたものとみなしなければならず、労働組合法第27条第2項に該当し、却下を免れない。

4 Y 2及び学園の使用者性について

(1) 申立人組合は、次のとおり主張する。

洛北校、鴨川校、駅前校及び白河校は、Y 3死亡前は同人が経営する一事業体であった。同人の死亡後、設置者がY 1、Y 2及び学園の三者に分割されたが、運営は京都コンピュータ学院グループとして行われている。また、対外関係、人事、経営のいずれの面においても三者が関与しており、三者は実質一体のものである。したがって、三者が労働組合法第7条の使用者として取り扱われるべきである。

(2) 被申立人Y 2及び同学園は、次のとおり主張する。

① X 1ら3名の雇用主は洛北校設置者Y 1一人である。Y 2及び学園とX 1ら3名との間には雇用関係も事実上の雇用関係に準ずるような支配従属関係、使用従属関係はなく、労働組合法第7条の使用者ではない。したがって、X 1ら3名とY 1との間に雇用関係を認めれば十

分であり、Y 2 及び学園に対する申立ては却下されるべきである。

② Y 1、Y 2 及び学園の三者は、教育方針は同じであるが経営方針は異なっている。また、三者はそれぞれ法律的、経済的、社会的に別個独立の事業経営主体である。京都コンピュータ学院という名称は、スケールメリットを享受するため使用しているにすぎない。

(3) 当委員会は、前記 1 の(4)で示したとおり本件に対する救済としては、被申立人 Y 1 に対して命令すれば必要かつ十分であると考えるので、被申立人 Y 2 及び同学園の使用者性について判断する必要を認めない。

よって、当委員会は、労働組合法第27条、労働委員会規則第34条第 1 項第 3 号及び第43条により、主文のとおり命令する。

平成 7 年 6 月 9 日

京都府地方労働委員会
会長 前堀克彦